

民間まちづくり活動促進事業の補助対象経費等について

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
民間まちづくり計画の策定等	・次のi) からiii) に掲げる計画の提案素案又は協定を含むまちづくり計画の策定等に要する経費 i) 都市再生整備計画 ii) 都市利便増進協定 iii) 歩行者経路協定	・都市再生整備推進法人 ・土地所有者等	1 / 2 以内 (重点密集市街地において実施されるまちづくり計画の策定にあつては、定額。)
	・民間まちづくり活動促進事業制度要綱第5条に規定する民間まちづくり計画の策定等に要する経費	・協議会	1 / 2 以内 かつ、地方公共団体の負担額以内
		・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1 / 3 以内 かつ、地方公共団体の負担額以内
社会実験・実証事業等	・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設又は歩行者経路協定に基づく歩行者経路を構成する施設の整備等に要する費用。	・都市再生整備推進法人	1 / 2 以内 かつ、地方公共団体の負担額以内
		・協議会	1 / 2 以内 かつ、地方公共団体の負担額以内
	・国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられた社会実験等に要する経費	・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1 / 3 以内 かつ、地方公共団体の負担額以内

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

政策目的 「25 都市再生・地域再生を推進する」の「124 都市再生誘発量」に位置づけられている。

## ◆まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援

### 法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ・都市再生整備計画の提案素案
- ・都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
- ・これらに関連するコーディネート

【直接補助】都市再生整備推進法人  
土地所有者等

補助率：1/2以内\*

※地方公共団体負担は必須要件ではない（任意）  
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

### 任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村  
都市再生整備協議会、低炭素まちづくり協議会  
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等  
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

## ◆社会実験・実証事業等支援

都市利便増進協定又は歩行者経路協定による施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施等

【直接補助】都市再生整備推進法人

補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント
- ・街並みの魅力向上のための広告物の集約化、デザイン統一
- ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイクル事業 等

【直接補助】中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村  
都市再生整備協議会、低炭素まちづくり協議会  
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等  
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

自立的な事業展開